|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービス種類 | 届出の種類 | 添付書類 |
| 指定相当通所型サービス(通所介護従前相当サービス)（通所型サービス） | ①職員の欠員による減算の状況 | ※　減算が解消される場合のみ添付・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(標準様式１\_２)・資格証・研修修了証の写し |
| ②高齢者虐待防止措置実施の有無 | 【添付書類不要】 |
| ③業務継続計画策定の有無 | 【添付書類不要】 |
| ④若年性認知症利用者受入加算 | 【添付書類不要】 |
| ⑤生活機能向上グループ活動加算 | ・生活機能向上グループ活動加算チェック表(参考様式３４)※　栄養改善加算、口腔機能向上加算、一体的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合、併算定不可。 |
| ⑥栄養アセスメント・栄養改善体制 | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(標準様式１\_２)※加算算定開始月のもの。　※　管理栄養士の勤務体制がわかるように、記載例を参考に記載してください。・管理栄養士の資格証の写し※　外部（他の介護事業所、医療機関又は栄養ケア・ステーション）との連携により管理栄養士を確保する場合・他の介護事業所、医療機関又は栄養ケア・ステーションと取り交わした契約書等の写し※　栄養アセスメント加算を算定する場合には「科学的介護情報システム(LIFE）」の登録が必要です。※　栄養アセスメント加算は、口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）及び栄養改善加算との併算定は不可。 |
| ⑦口腔機能向上加算 | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(標準様式１\_２)※加算算定開始月のもの。　※　言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員の勤務体制がわかるように、記載例を参考に記載してください。・言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員の資格証の写　し※　口腔機能向上加算（Ⅱ）を算定する場合には、口腔機能向上加算（Ⅰ）の取組に加えて、「科学的介護情報システム(LIFE）」の登録が必要です。 |
| ⑧一体的サービス複数実施加算 | 【添付書類不要】※　栄養改善加算、口腔機能向上加算との併算定不可。 |
| ⑨サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ） | ・サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙１４－７)・人材要件に係る算出表(参考様式２４)・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(標準様式１\_２)※届出日前一月のもの。　※　介護福祉士に係る要件において算定する場合、介護福祉士の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。　※　勤続年数要件において算定する場合、直接提供職員のみ記載し、勤続年数１０年以上又は７年以上の者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。・介護福祉士の資格証の写し・実務経験証明書(参考様式２９)　※　勤続年数要件において算定する場合に必要。 |
| ⑩生活機能向上連携加算（Ⅰ）（Ⅱ） | 【添付書類不要】※　生活機能向上連携加算(Ⅰ)と(Ⅱ)の併算定不可。 |
| ⑪科学的介護推進体制加算 | 【添付書類不要】※「科学的介護情報システム(LIFE）」の登録が必要です。 |
| ⑫介護職員処遇改善加算 | 【別途通知のとおり】 |
| ⑬介護職員等特定処遇改善加算 | 【別途通知のとおり】 |
|  | ⑭介護職員等ベースアップ等支援加算 | 【別途通知のとおり】 |